

犯罪被害者等に対する一時避難場所確保経費支出要領の制定について

平成20年6月27日

栃広第4号ほか

犯罪被害者等に対する一時避難場所を確保するための経費支出に関する事務処理要領を
定めたものであり、主な内容は、

- 支出対象事件
- 支出方法等
- 留意事項

である。